

支部運営規程

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、支部会員相互の親睦を図ると共に、支部と協会本部とが連携を密にし、支部活動を円滑且つ効果的に遂行するための支部運営の要領を定めることを目的とする。

第2条（支部の名称と所在地）

会員の職場および居住地が日本全国に分散している実態を考慮し、協会の活動を機能的に結びつけるため、全国を6つの支部に区分する。

2. 支部の名称と所在地を、本規程別表1に定める。
3. 支部の区割りを構成する都道府県のグループを別表2に示す。

第3条（支部会員）

支部に所属する会員（以下「支部会員」という）とは、支部の区割りを構成する都道府県において居住または勤務し、氏名および連絡先等を支部に登録している会員をいう。

2. 前項の定めにかかわらず、支部の区割り外の他支部に所属することを希望する会員については、支部長はその妥当性を判断のうえ、登録して支部会員とすることができる。

第4条（支部の事業）

支部は、協会活動の中で地域の特性に準拠して下記の事業を行う。

- (1) 支部総会および支部委員会
- (2) 支部主催の研究会、講習会、見学会等
- (3) 協会本部の動向（理事会報告等参考に）支部会員への周知
- (4) 協会本部の要請する事業
- (5) 航空関連団体が主催する行事への協力
- (6) 支部の活動目的を遂行するために必要な事業

第2章 支部総会

第5条（支部総会）

支部は、支部総会を開催することができる。その運営にあたっては、総会運営規程に準拠するものとする。

2. 上記第1項にかかわらず開催時期は、原則として1月から3月までの間とする。

第6条（支部総会の権能）

支部総会は、別表3に定める支部の運営に必要な重要な事項を議決する。

2. 支部総会を開催できない場合、支部委員会で別表3の事項を議決することができる。

第7条（本部からの出席）

支部総会には、会長・副会長・専務理事のうちから少なくとも1名は出席するものとする。

第3章 支部委員会

第8条（支部委員）

支部委員は14名以内とし、支部長および副支部長は支部委員の互選とする。

2. 支部長は理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
3. 支部委員の任期は一期2年とする。ただし、再任することができる。

第9条（支部委員会）

支部長は、支部委員会を定例的に開催する。

2. 支部委員会の運営は委員会等運営規程に準ずる。

第10条（支部委員会の権能）

支部委員会は、支部総会に提出する議案として下記の事項を策定する。

- (1) 支部事業報告および決算
- (2) 支部事業計画および予算案
- (3) 支部委員候補者の推薦
- (4) 支部選出理事候補者の推薦
- (5) 支部総会の議決を求める重要な事項

2. 支部委員会は、上記のほか支部総会の議決を要しない支部運営上の事項を議決する。

第11条（支部業務の担当）

支部長は、必要に応じて下記の業務担当者を支部委員の中から任命する。

- (1) 支部事務局担当
- (2) 支部会員管理担当
- (3) 支部会計担当

第4章 支部の活動

第12条（事業計画・予算書の提出）

支部長は、支部総会または支部委員会での議決に基づき、定められた様式に従い、支部事業計画・予算書（様式類10-4）を事務局に提出しなければならない。

2. 提出された事業計画および予算は、理事会および総会の承認を必要とする。
3. 支部長は、支部事業の遂行のため必要に応じて特別予算を申請することができる。

る。

第13条（活動報告）

支部長は、定期的に支部活動報告書（様式類 10-5）を事務局に提出するものとする。

第14条（会計の報告）

支部長は、毎年度事業終了後、可及的速やかに支部会計報告書を事務局に提出する。

第15条（特別委員会の設置）

支部は、支部活動特有の目的で委員会を設置できる。この委員会の構成メンバーは、支部会員とする。運営は、支部委員会に準じて行なう。

2. 支部は、必要に応じて協会本部の支援を要請する。

第16条（空港担当者の役割）

支部は、その業務の連絡等の目的で、支部の区割りを構成する都道府県内に位置する空港（飛行場を含む）の、特定の航空会社あるいは飛行クラブ等に担当者を置くことができる。

2. 空港担当者は、空港を利用する会員に協会の活動状況を知らせる役割を担う。

第17条（本部への緊急報告事項）

支部は、下記の事項が発生した時は、協会本部に緊急に報告するものとする。

- （1） 支部区割り内での支部会員がかかわる航空機事故
- （2） 支部会員の死亡
- （3） その他緊急に報告すべき事項

第18条（支部活動の旅費等）

支部活動にかかわる支部委員の旅費等は、役員等旅費規程の定めに従う。

別表1 支部の名称と所在地

1. 北海道支部	: 丘珠空港
2. 東日本支部	: 協会事務所
3. 中部支部	: 名古屋空港
4. 西日本支部	: 八尾空港
5. 九州支部	: 福岡空港
6. 沖縄支部	: 那覇空港

別表2 支部の区割りを構成する都道府県

1. 北海道支部	: 北海道
----------	-------

- 2. 東日本支部 : 青森・岩手・秋田・宮城・山形・福島・新潟・栃木・群馬・茨城・千葉・埼玉・長野・山梨・東京・神奈川
- 3. 中部支部 : 静岡・愛知・岐阜・富山・石川・三重・福井・滋賀
- 4. 西日本支部 : 大阪・京都・奈良・和歌山・兵庫・岡山・広島・山口・鳥取・島根・香川・徳島・愛媛・高知
- 5. 九州支部 : 福岡・佐賀・長崎・大分・熊本・鹿児島・宮崎
- 6. 沖縄支部 : 沖縄

別表3 支部総会で議決する事項

- 1. 支部枠からの理事候補者の選出
- 2. 支部委員の選任
- 3. 支部事業報告および決算
- 4. 支部事業計画および予算案
- 5. その他支部委員会で議決され、支部総会に提出された議案
- 6. 支部委員会で議決された緊急議案
- 7. その他の重要な事項

附 則

- (1) この規程の改廃は、理事会の承認を必要とする。
- (2) この規程は、2002年7月8日第191回理事会において承認された。
- (3) この規程は、2004年6月28日第214回理事会において承認された。
- (4) この規程は、2006年3月13日第227回理事会において承認された。